学校給食調理員等安全衛生委員会運営要綱

(総則)

第1条 学校給食調理員安全衛生委員会及び学校用務員安全衛生委員会(以下委員会という。)の運営に関し必要な事項は、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、それぞれ所管する事業場の次の事項について調査審議し、教育 委員会に意見を具申する。
 - (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること
 - (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
 - (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全、衛生に関すること。
 - (4) 安全、衛生に関する諸規程の作成に関すること。
 - (5) 安全、衛生教育計画の作成に関すること。
 - (6) 新たに採用する機械器具その他施設設備又は原材料に係る危険及び健康障害の防止に関すること。
 - (7) 健康診断の結果に対する対策に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

(招集)

- 第3条 委員会は、毎月1回以上開催するものとし、委員長が必要と認めるとき又は委員の3分の1以上の請求があるときは、委員長はこれを招集するものとする。 (定足数)
- 第4条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。 (調査)
- 第5条 委員会は、その職務遂行のため必要に応じて調査を行うことができる。 (参考人等の出席)
- 第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会に参考人として関係職員等 の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、教育総務部教職員課に置く。

(その他必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附則

この要綱は、昭和54年10月1日から施行する。

附 目

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和63年10月1日から施行する。